

## 教職履修カルテの入力について《重要》

教職履修カルテについては、教職課程を履修する全学生が必ず行う必要があります。別紙の「履修カルテ 操作説明書」に従って、UNIPA 上で、下記の期間中に入力完了させてください。入力していないと4年生後期開講の「教職実践演習（中・高）」が受講できなくなります。また、教職課程履修願を未提出の場合は入力できません。

特に4年生は、後期の「教職実践演習（中・高）」受講要件となりますので、新規に入力事項がない場合でも、改めて内容の確認をして、必ず確定ボタンをおしてください。

なお、入力方法等、不明な点は教務課へお尋ねください。

記

### 【入力について】

- ①入力要領については、別紙『履修カルテ 操作説明書』で確認して入力してください。  
 ②教職履修カルテの入力項目は以下の5つです。自己を振り返って、入力を行ってください。  
 なお、科目等履修生も入力が必要です。

1	目標設定	今年度前期の履修カルテ入力期間に入力していない場合は、現在の学年欄について、今年度の目標を入力してください。 なお、科目等履修生は、1年次の欄に記入してください。
2	資格関連科目 修得状況	今年度前期を振り返って、入力してください。 なお、科目等履修生は、画面に科目の掲載がある場合、記入してください。
3	学外活動に関する科目	今年度前期を振り返って、入力してください。特に書くことがない場合は、記入の必要はありません。 なお、科目等履修生も同様です。
4	必要な資質能力についての自己評価	<p>【1年生】 来年度前期に今年度分を振り返って入力します。（今回は、この項目に関して入力は不要です。）</p> <p>【2・3年生】 今年度前期の履修カルテ入力期間に入力していない場合は、前年度分（前の学年）を振り返って、入力してください。（現2年生は、1年生の欄に入力。現3年生は2年生の欄に入力すること。）</p> <p>【4年生】 今年度前期の履修カルテ入力期間に入力していない場合は、前年度分（前の学年）を振り返って、入力してください。（3年生の欄に入力。） また、4年生前期を振り返って4年生の欄に入力してください。</p> <p>【科目等履修生】 今年度前期の履修カルテ入力期間に入力していない場合は、前年度分（前年度）を振り返って、入力してください。（1年生の欄に入力）</p>
5	教職を目指す上での課題・対策	<p>【1～4年生及び科目等履修生】 今年度前期の履修カルテ入力期間に入力していない場合は、今年度分を入力してください。</p>

- ③入力後は、必ず確定ボタンを押してください。また、一旦ログアウトして、再度ログインして、正しく登録されているか確認してください。

### 【入力期間・学内利用可能場所について】

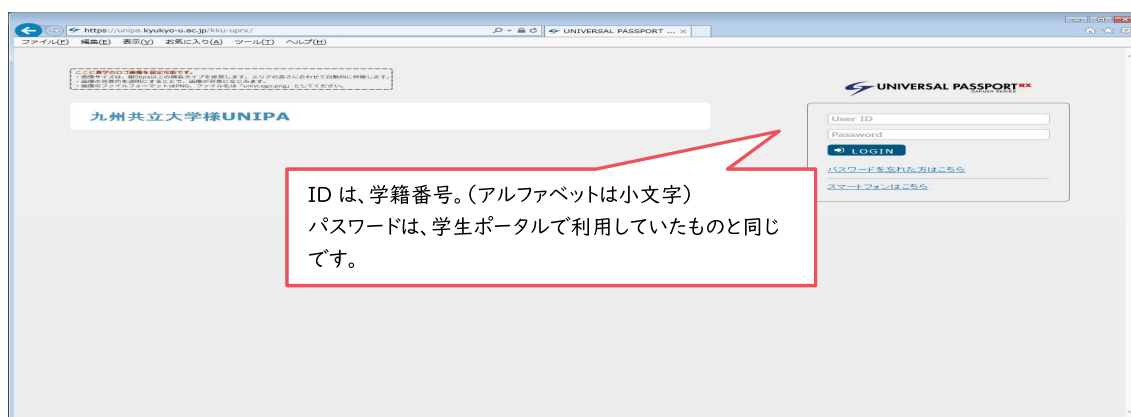
<p>入力期間 9月11日（月）9：00～9月25日（月）23：59</p> <p>学内PC利用可能時間 9月11日（月）9：00～17：00 （S333, S354, S364, S424, S432） 9月12日（火）9：00～15：00 （S333, S354, S364, S424, S432） （ネット環境のあるパソコンからであれば自宅等からも入力可能です。）</p>
--

以上

## 履修カルテ 操作説明書

1. UNIVERSAL PASSPORT にアクセスし、ID およびパスワードを入力。

URL <https://unipa.kyukyo-u.ac.jp/kku-uprx/>



2. 上部のメインメニューの[履修カルテ]より、[履修カルテ登録]を選択します。その後、学籍番号を入力し、検索ボタンを押してください。



3.【履修カルテ登録】画面が表示されます。

①『基本情報』タブを押下し、『目標設定』エリアを設定します。

提出受付中

[提出受付中]になっているときに  
学生は履修カルテの更新が可能です。

PDF/Excel 形式で履修カルテの  
ダウンロードが可能です。

2019 年度以前に入学した学生については、以前のシステムのデータが、  
全て 1 年次の枠に登録されているため、必要に応じて修正してください。  
また、改行等の体裁も現システムの枠に合わせて必要に応じて修正してく  
ださい。

一定時間画面操作がない場合、ログアウトされ、  
保存を押していない入力内容は破棄されますので  
定期的な一時保存をしてください。

対象学年	学修や卒業後の目標
1年次	
2年次	
3年次	
4年次	
教育実習終了時	

②『資格関連科目 修得状況』エリアでは、プルダウンから資格を選択すると、下部に資格関連科目  
で修得した科目の一覧が表示されます。

資格関連科目 修得状況

資格 教職希望(スポーツ)

科目	単位数	修得年度学期	担当教員	素点	学修の振り返り
バドミントン	1.0	2018年度前期	田島 さと		A
バドミントン					B
					A(楽しかった)
					A(楽しめないのが悔しい)

・学修の振り返りを入力してください。  
・2019 年度以前に入学した学生は、今まで自己評価を A~E でおこなった上で、  
コメントを書てきましたが、今後は、コメントのみの入力です。  
・入力可能文字数は半角 200 文字までです。(全角は 2 文字でカウントします。)  
・2019 年度以前に入学した学生は、以前のシステムに制限文字数以上の入力  
があったものについては、200 文字以降が切り捨てられているため、修正してく  
ださい。

③『学外活動に関する記録』エリアを設定します。行追加をクリックすると入力エリアが表示されます。

学外活動に関する記録

行追加

活動期間	活動内容/総括
2019/09/02 ~ 2019/09/06	・社会福祉施設にて毎日の食事の世話や、入浴の際の補助を行った。

④『自己評価』タブを押下し、『必要な資格能力についての自己評価』エリアを設定します。

資格プルダウンから資格を選択し、各指標の自己評価を入力します。

基本情報 自己評価

必要な資格能力についての自己評価

資格: 教員免許状・スポーツカルテ

A: 目標達成度80%以上 (達成している) B: 目標達成度60%以上80%未満 (達成に近づきつつある) C: 目標達成度40%以上60%未満 (中間的段階である) D: 目標達成度20%以上40%未満 (初歩的段階から進歩) E: 目標達成度20%未満 (初歩的段階)

評価分類	評価項目	指標	1年次	2年次	3年次
学校教育についての理解	教職の意義・役割	教職の意義、理念を理解しているか			
	教育史、教育思想についての素養	教育の歴史、教育思想について基礎的な素養を修得できているか			
児童生徒に対する責務	学校教育の社会的役割についての理解	学校教育の社会的責務、教員の職務内容を理解しているか			
	教師としての責務	児童・生徒に対する教師としての責務を理解しているか			
	心理・発達論的な理解	児童・生徒を心理・発達論的知識で理解する素養を修得できているか			

以下の項目の自己評価を入力して下さい。

A 目標達成度80%以上 (達成している)  
 B 目標達成度60%以上80%未満 (達成に近づきつつある)  
 C 目標達成度40%以上60%未満 (中間的段階である)  
 D 目標達成度20%以上40%未満 (初歩的段階から進歩)  
 E 目標達成度20%未満 (初歩的段階)

⑤『教職を目指す上での課題・対策』エリアを設定します。

教職を目指す上での課題・対策

対象学年	教職を目指す上での課題・対策
1年次	
2年次	
3年次	

2019年度以前に入学した学生は、以前のシステムのデータは全て1年次の枠に登録されているため、必要に応じて修正してください。

⑥履修カルテの入力が完了したら【確定】をクリックしてください。

一時保存

一時保存だけでは提出されないため、必ず確定を押してください。

確定

# 教育実習について

教育実習は、教員をめざす学生が教壇に立ち、教員としての業務を体験する実習科目です。通常の実習科目と異なるのは、実習場所が大学内ではなく、外部の中学校や高校で行う点です。そのため、教育実習を履修するために、まず授業体験を受け入れてくれる中学校や高校（以下、実習校）を決める必要がありますが、実習校にとって教育実習は、授業進行の遅れや指導教員の負担につながるなど、必ずしも歓迎できるものではないところがあります。

しかしながら、教員育成という立場から、実際には多くの学校が快く教育実習を受け入れていますので、教育実習を履修する学生は、教員になるという強い意思と実習校に対する感謝の念をもって教育実習に臨んでほしいと思います。

## 【教育実習における留意事項】

実習校は、皆さんが将来必ず教員になることを前提に、実習の受け入れをしています。そのため、実習にあたっては以下のことに留意してください。

### (1) 教育実習先について

実習受け入れは、実習校と九州共立大学（以下、本学）の学校間の契約として成立します。つまり、本学は公的に実習生を実習校に送ることから、実習生個人の判断で実習先を変更したり、取りやめたりすることはできません。

※実習について相談すべきことが生じたときは、まずは本学の教職担当教員もしくは教務課に相談してください。実習校に直接相談はしないでください。

### (2) 教育実習日程について

内諾(仮契約)の時点で決定した実習日程は、いかなる理由があっても変更できません。また、教育実習期間中に、課外活動の大会や就職試験等が重なっても、実習校にこのような理由により休みを申し出ることはできません。したがって、教育実習の日程については、そうした個人的な用事と重ならないか、各自が事前に十分な注意を払う必要があります。なお、内諾の日程については、各自、教務課で確認するようにしてください。

### (3) 教育実習期間中の就職活動および課外活動について

教育実習は、教員になることを前提にしていますので、教育実習期間中の就職活動および課外活動はできません。

### (4) 実習校の正式な決定について

実習校から内諾書が届いた時点で、本学との仮契約の状態になります。その後、実習年度の4月に本学より実習校に承諾申請をおこなうことで、正式の契約となります。

## 【補足事項】

3年生後期終了時までには、教育実習の内規に合格できない場合、その後、内規に合格すれば、卒業後に「科目等履修生」として、「教育実習」を履修することができます。「科目等履修生」については、教務課に相談すること。

※上記の通り、教育実習は実習校と本学の学校間での契約であるとともに、実習校のご厚情により成り立つものです。安易な教育実習の辞退や準備や心構えの不足した状態で実習に臨むことは多くの関係者へ多大なご迷惑になることを肝に銘じ、真摯に取り組むことを誓ってください。

以上

## 教職課程履修要件内規について (21A の学生対象)

### 1. 教職課程履修要件内規について

3 年次終了時に教職課程履修要件審査があるので、以下の要件を確認して下さい。また、誓約書に反する行動等があった場合や実習校から受け入れにふさわしくないと判断された場合も教育実習を履修することができなくなります。

#### 《経済学部》

経済学部で教職課程を履修している者は、以下の基準を満たせない場合、「教育実習Ⅰ・Ⅱ」、「事前事後指導」および「教職実践演習（中・高）」を履修することができない。

- (1) 3 年次終了までに、〈教科に関する専門的事項〉から教免必修科目を含む 28 単位以上、〈各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）〉〈教育の基礎的理解に関する科目〉〈道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目〉のうち教科教育法を含む 14 単位以上、ならびに「九州共立大学教職課程履修規程」別表カ（第 7 条関係）に定める全科目（免許法施行規則第 66 条の 6 に関する科目）の単位を修得済みであり、かつ、上記教職関連全科目を含む 3 年次終了までの GPA(成績評価値)が 2.0 以上であること。
- (2) 4 年前期の「事前事後指導」に関連する教育実習の事前指導を 3 年後期に受けていること。
- (3) 学則第 39 条に抵触し懲戒処分を受けた者は、九州共立大学教職課程委員会および各学部の教職課程委員会において、実習参加への諾否を審議する。

#### 《スポーツ学部》

スポーツ学部で教職課程を履修している者は、以下の基準を満たせない場合、「教育実習Ⅰ・Ⅱ」、「事前事後指導」および「教職実践演習（中・高）」を履修することができない。

- (1) 体育実技科目は、3 年次終了までに 10 単位以上修得済みであること。ただし、体育実技科目 10 単位の中には、「九州共立大学教職課程履修規程」別表オ(教科に関する専門的事項)に定める教免必修科目の体育実技科目を全て修得していなければならない。
- (2) 「教職論」「教育原論」「教育心理学」「教育制度論」「教育課程論」「特別活動指導法」「特別支援教育概論」「保健体育科教育法Ⅰ」「保健体育科教育法Ⅱ」「保健体育科教育法Ⅲ」「保健体育科教育法Ⅳ」「道徳教育指導法（※中学校での実習を希望する者）」「教育方法論（総合的な学習の時間の指導法を含む。）」「生徒・進路指導論」「教育相談」「現代国家と法（日本国憲法）」の単位全てを修得済みであること。  
なお、保健体育科教育法については、Ⅰ～Ⅳを段階的に履修しなければならない。
- (3) 4 年前期の「事前事後指導」に関連する教育実習の事前指導を 3 年後期に受けていること。
- (4) 学則第 39 条に抵触し懲戒処分を受けた者は、九州共立大学教職課程委員会および各学部の教職課程委員会において、実習参加への諾否を審議する。

※GPA については、履修ガイドに計算方法が示されています。各自、確認の上、内規要件を満たすよう留意してください。

## 教職課程履修要件内規について【経済学部】

※2019～2020 年度に入学した学生対象（19A～20A）

### 1. 教職課程履修要件内規について

3 年次終了時に教職課程履修要件審査があるので、以下の要件を確認してください。また、誓約書に反する行動等があった場合や実習校から受け入れにふさわしくないと判断された場合も教育実習を履修することができなくなります。

なお、2019～2020 年度の入学生に配布した履修ガイドに記載した内規の変更がありますので、既に前年度中に周知した変更も含め、改めてお知らせいたします。

#### 教職課程履修要件内規一部改正新旧対照表（経済学部）

##### 《経済学部》

新	旧
<p>経済学部で教職課程を履修している者は、以下の基準を満たせない場合、「教育実習Ⅰ・Ⅱ」、「事前事後指導」および「教職実践演習（中・高）」を履修することができない。</p> <p>(1) 3 年次終了までに、〈教科に関する専門的事項〉から教免必修科目を含む 28 単位以上、〈各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）〉〈教育の基礎的理解に関する科目〉〈道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目〉のうち教科教育法を含む 14 単位以上、ならびに「九州共立大学教職課程履修規程」別表カ（第 7 条関係）に定める全科目（免許法施行規則第 66 条の 6 に関する科目）の単位を修得済みであり、かつ、<u>上記教職関連全科目を含む 3 年次終了までの GPA（成績評価値）が 2.0 以上であること。</u></p> <p>(2) <u>4 年前期の「事前事後指導」に関連する教育実習の事前指導を 3 年後期に受けていること。</u></p> <p>(3) 学則第 39 条に抵触し懲戒処分を受けた者は、九州共立大学教職課程委員会および各学部の教職課程委員会において、実習参加への諾否を審議する。</p>	<p>経済学部で教職課程を履修している者は、以下の基準を満たせない場合、「教育実習Ⅰ・Ⅱ」、「事前事後指導」および「教職実践演習（中・高）」を履修することができない。</p> <p>(1) 3 年次終了までに、〈教科に関する専門的事項〉から教免必修科目を含む 28 単位以上、〈教育の基礎的理解に関する科目〉〈道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目〉のうち教科教育法を含む 14 単位以上、ならびに「九州共立大学教職課程履修規程」別表カ（第 7 条関係）に定める全科目（免許法施行規則第 66 条の 6 に関する科目）の単位を修得済みであり、かつ、<u>上記教職関連全科目の 3 年次終了までの GPA（成績評価値）が 2.0 以上であること。</u></p> <p>(2) 3 年後期に開講している「事前事後指導（教育方法論）」を受講していること。</p> <p>(3) 学則第 39 条に抵触し懲戒処分を受けた者は、九州共立大学教職課程委員会および各学部の教職課程委員会において、実習参加への諾否を審議する。</p>

※GPA については、履修ガイドに計算方法が示されています。各自、確認の上、内規要件を満たすよう留意してください。

## 教職課程履修要件内規について【スポーツ学部】

※2019～2020 年度に入学した学生対象（19A～20A）

### 1. 教職課程履修要件内規について

3年次終了時に教職課程履修要件審査があるので、以下の要件を確認してください。また、誓約書に反する行動等があった場合や実習校から受け入れにふさわしくないと判断された場合も教育実習を履修することができなくなります。

なお、2019～2020年度の入学生に配布した履修ガイドに記載した内規の変更がありますので、既に前年度中に周知した変更も含め、改めてお知らせいたします。

#### 教職課程履修要件内規一部改正新旧対照表（スポーツ学部）

#### 《スポーツ学部》

新	旧
<p>スポーツ学部で教職課程を履修している者は、以下の基準を満たせない場合、「教育実習Ⅰ・Ⅱ」、「事前事後指導」および「教職実践演習（中・高）」を履修することができない。</p> <p>(1) 体育実技科目は、3年次終了までに10単位以上修得済みであること。ただし、体育実技科目10単位の中には、「九州共立大学教職課程履修規程」別表オ(教科に関する専門的事項)に定める教免必修科目の体育実技科目を全て修得していなければならない。</p> <p>(2) 「教職論」「教育原論」「教育心理学」「教育制度論」「教育課程論」「特別活動指導法」「特別支援教育概論」「保健体育科教育法Ⅰ」「保健体育科教育法Ⅱ」「保健体育科教育法Ⅲ」「保健体育科教育法Ⅳ」「道徳教育指導法（※中学校での実習を希望する者）」「教育方法論（総合的な学習の時間の指導法を含む。）」「生徒・進路指導論」「教育相談」「現代国家と法（日本国憲法）」の単位全てを修得済みであること。</p> <p>なお、保健体育科教育法については、Ⅰ～Ⅳを段階的に履修しなければならない。</p> <p>(3) <u>4年前期の「事前事後指導」に関連する教育実習の事前指導を3年後期に受けていること。</u></p> <p>(4) 学則第39条に抵触し懲戒処分を受けた者は、九州共立大学教職課程委員会および各学部の教職課程委員会において、実習参加への諾否を審議する。</p>	<p>スポーツ学部で教職課程を履修している者は、以下の基準を満たせない場合、「教育実習Ⅰ・Ⅱ」、「事前事後指導」および「教職実践演習（中・高）」を履修することができない。</p> <p>(1) 体育実技科目は、3年次終了までに10単位以上修得済みであること。ただし、体育実技科目10単位の中には、「九州共立大学教職課程履修規程」別表オ(教科に関する専門的事項)に定める教免必修科目の体育実技科目を全て修得していなければならない。</p> <p>(2) 「教職論」「教育原論」「教育心理学」「教育制度論」「教育課程論」「特別活動指導法」「特別支援教育概論」「保健体育科教育法Ⅰ」「保健体育科教育法Ⅱ」「保健体育科教育法Ⅲ」「保健体育科教育法Ⅳ」「道徳教育指導法（※中学校での実習を希望する者）」「教育方法論（総合的な学習の時間の指導法を含む。）」「生徒・進路指導論」「教育相談」「現代国家と法（日本国憲法）」の単位全てを修得済みであること。</p> <p>なお、保健体育科教育法については、Ⅰ～Ⅳを段階的に履修しなければならない。</p> <p>(3) <u>3年後期に開講している「事前事後指導（保健体育科教育法Ⅳ）」を受講していること。</u></p> <p>(4) 学則第39条に抵触し懲戒処分を受けた者は、九州共立大学教職課程委員会および各学部の教職課程委員会において、実習参加への諾否を審議する。</p>



## 令和5年度（2023年度）後期実施 事前事後指導スケジュール（案）\_学生用

2023.08.22 時点

事前事後指導（令和6年度教育実習予定学生） ※履修登録は令和6年度となる		
1	9/25（月） 1限	オリエンテーション（事前事後指導・教育実習について、履修カルテ見直し） 演習①「教育実習の手引」を活用した指導（サービス・マナー等）【B404 教室】
2	10/2（月） 1限	演習② 「教育実習の手引」を活用した指導（生徒指導・学級経営等）【B404 教室】
3	10/9（月・祝） 1限	演習③ 授業づくりのポイント①【B404 教室】
4	10/16（月） 1限	演習④-1 授業づくりのポイント②（グループワークの課題提示）【教室は別途指示する】
5	10/23（月） 1限 ※	演習⑤ 外部講師講話 人権教育【B404 教室】 ※スーツ着用
6	11/6（月） 1限 ※	演習⑥ 外部講師講話 スクールカウンセラー等との連携について【B404 教室】 ※スーツ着用
7	11/13（月） 1限	演習④-2 グループワーク（4グループに分かれての実施）【教室は別途指示する】
8	11/18（土） 1限 ※	集中講義① 3・4年合同授業研究会 【教室は別途指示する】
9	11/18（土） 2限 ※	集中講義② 3・4年合同授業研究会 【教室は別途指示する】
10	11/18（土） 3限 ※	集中講義③ 3・4年合同授業研究会 【教室は別途指示する】
11	11/18（土） 4限 ※	集中講義④ 3・4年合同授業研究会 【教室は別途指示する】
12	11/18（土） 5限 ※	集中講義⑤ 3・4年合同授業研究会 【教室は別途指示する】
13	11/27（月） 1限	演習⑦ 教育実習に関連する注意事項や心得（過去の先輩たちの事例を参考に）【B404 教室】
14	令和6年度 前期	前期教職ガイダンス後の直前指導（全員）【4年次のガイダンススケジュールを確認】
15	令和6年度 前期	事後指導：教育実習訪問指導担当教員への実習終了報告，事後レポートの提出

※状況により、スケジュール及び実施内容、利用する教室を変更することがある。

※全ての回の出席が前提である。やむを得ない理由で欠席する者には課題を課す（第1回の授業にて解説）。

※授業重複等の学生は授業代表者の清永まで事前に報告し、指示を仰ぐこと。

※授業についての連絡は UNIPA の 掲示機能等を使って行う予定である。UNIPA を1日1回は確認する習慣をつけること。

**令和7（2025）年度（令和6（2024）年度実施）以降の  
「教員採用試験の大学推薦」に係る対応について**

1. 大学推薦に係る方針について

大学推薦に関しては、学長による推薦という位置づけであることから、大学推薦への志願を希望する学生との面談等を通じ、教員としての資質・能力を総合的に判断して、教職担当者及びスポーツ教育コース担当者との連携の下に選考案を作成のうえ、ゼミ担当教員、経済学部長及びスポーツ学部長との協議、教職課程委員会での審議を経て決定し、学長による決裁を仰ぐものとする。

なお、ゼミ担当教員、経済学部長及びスポーツ学部長との協議結果に基づき、大学推薦への志願を希望する学生の所属学部長から教職課程委員会委員長宛の推薦状（様式は任意）を提出することとし、提出された推薦状を教職課程委員会における審議資料に含める。

2. 大学推薦の対象となる学生について

学長による推薦という位置づけである大学推薦の趣旨をふまえ、大学推薦の対象となる学生については、大学推薦を得た場合、他の自治体の教員採用試験や他の職種（公務員や民間企業等）の採用試験との併願が認められないことを十分に理解し納得している者とする。

3. 教員としての資質・能力の総合的な判断に関する要素について

(1) 知識について、以下3つの観点から総合的に判断する。

- ① 一般教養の修得（GPA 値を指標）
- ② 希望する受験自治体の推薦要項や要件等への精通
- ③ 教職教養や専門教養の修得（教員採用試験模擬テストの成績を指標）  
・3年生の後期から、原則、毎月1回実施されている模擬テスト（小学校を含む）の受験を課す。

(2) 技能（指導力）、及び思考力・判断力・表現力等について、以下3つの観点から総合的に判断する。

- ① 模擬授業・場面指導の技能
- ② 集団討論の対応力
- ③ 自己PRやプロフィールシート等の作成力

(3) 学びに向かう力・人間性等について、以下4つの観点から総合的に判断する。

- ① 面接（個人や集団）の対応力
- ② 教職課程の授業や各種の講座や研修等への参加状況や態度等に示される主体性、及び、提出物等に取り組む姿勢
- ③ 各種の授業等でのグループ活動における協調性や協働性、リーダーシップやフォローシップ
- ④ 教員になろうとする強固な意志

（裏面に続く）

4. 本対応（案）の実施に向けたスケジュール（概要）について

- (1) 後期の教職課程ガイダンスにて、推薦に係る方針及びスケジュール等を発表する。  
受験しようとする自治体の推薦制度の有無、その実施内容や推薦要件等について、各自で調べさせる（基本的に教員側からの情報提供は行わない）。
- (2) 受験希望のある学生は、教職担当者へ申し出て、面談を受ける（時期等は別途検討）。
- (3) 面談時に、受験自治体の実施内容や推薦要件等について本人から確認するとともに、上記1、2、及び3について詳細に周知し、推薦候補者としての希望の有無を確認する。
- (4) 上記3.の各項目（(1) (2) 及び (3)）について、それぞれ実施する（実施要項については別途検討）。  
※ 実施時期の候補としては、事前事後指導や教職実践演習の年内実施が終了した、12月以降の月曜の1・2限など。
- (5) 選考会議については、後期の成績確定直後（2月又は3月）とする。  
教員採用試験の前倒しにより、九州地区の1次試験実施日が6月16日（日）となったことから、大学推薦に係る出願締め切り日も今年度に比べて早まる可能性が十分にあるため。

5. その他

- (1) 来年度からは、スポーツ学部の学生は、夏期及び冬期の「教員養成セミナー」の参加を原則として義務づける（公式戦等と重なった場合は免除を検討する）。
- (2) 大学推薦について新たに開始されることの発表が遅かった自治体の場合には、別途、準備した模擬テストや面談等を課すものとする。

（以上）